今月の納税
軽自動車税（全期）

市報とおかまち

（昭和32年6月5日第3種郵便物認可）　定価一部 5円　発行 毎年 15日　発行所 十日町市役所

人口
男 23,784
女 25,995
計 49,779
世帯主 10,409

昭和44年
5月号

春の交通安全運動実施

『5月20日まで』ご協力ください

春の交通安全運動が始まりました。去る五月十一日から二十日までの十日間です。この運動期間中に市交通対策協議会はじめ、交通安全協会、運転者協会などが市街地の交差点附近で交通事故防止の留意指導をやりますが、さてこんなことは、地域くるみの事故防止と飲酒運転やわき見運転をみたらご遠慮なく注意してください。

運転者におねがい

◎交差点や横断中の歩行者には必らず徐行して道をゆずりましょう。

◎酒を飲んだら絶対に運転をやらないようにいたしましょう。

◎急ぎわき見運転が多くなっています。安全運転をいたしましょう。

歩行者におねがい

◎横断は左右をよくかめて渡りましょう。

◎車の直前、直後の横断と飛び出しはやめましょう。

手をあげて渡りましょう。

横断は左右たしかめて

（写真は交通街頭指導）

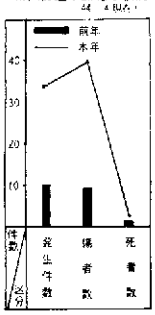

引揚者特別交付金をもらいましたか

——お早めに請求を——

昭和四十二年八月一日引揚者等に対する特別交付金の支給についての法律が制定され、市内該当者は約七千弱の方が請求し交付金をうけましたが、まだ請求されないかたがあると思います。早めに市役所社会福祉事務所へ請求手続してください。

なおつぎのようなかたが該当者です。

1、本邦以外の地域（外地）に昭和二十年八月十五日（終戦日）まで引き続き、一年以上生活の本拠を有していたもの。

2、日本のもと委任統治領であった、南洋諸島に、昭和十八年十月一日まで引き続き、一年以上生活の本拠を有していた者で、戦争に関連する疾病の事態に基づく、日本政府の要請により、同日以後終戦日前に本邦により引揚げたもの。

3、南洋諸島戦闘等従事隊（軍属）農業隊及び米穀増産班）員として開拓事業に従事していた在外年数一年未満の者であってその者の属性隊員としての、雇傭外国人等所属拓地

六月二日までに提出を

選挙人名簿登録申出書

六月一日現在で、選挙人名簿の登録を行ないますので、つぎのかたは、登録申出書を市選挙管理委員会に提出してください。

なお、選挙人名簿に登録されないと、選挙の投票をすることができませんので、ご注意下さい。

1、六月一日で満二十才になる人（昭和二十四年六月二日以前に生まれた人）

2、他の市町村の選挙人名簿に登録されて、選挙権がある人で、他市町村から転入し、引き続き三ヵ月以上十日町に住所を有する人。

3、いままでの名簿にもれた者

住民票不台帳により、該当者に往復ハガキを発送しましたが、該当者でハガキの届かない方も登録申出をしてください。

青少年福祉推進員決まる

地域青少年の健全育成の推進を目的として、新隔離青少年福祉推進員に次の方々が、県知事から委嘱され、あわせて十日町市青少年問題協議会委員として委嘱しました。

青少年福祉推進員は、地域青少年の実態を把握し、指導助言や関係機関、団体と密接な連絡をとりながら、青少年の健全育成を推進する任務をもっております。

十日町地区　樋口旭雄　大島伊一　水野町
中条地区　富井清雄　山谷
十日町地区　長野与一　赤倉
川治地区　村山嘉太郎　川治
水沢地区　村山利益　伊達
吉田地区　丸山喜平　吉田山谷
下条地区　長谷川信一　水口

ダムの放流に注意しましょう

東電信濃川電力所

これからは、気候もよくなり釣や川原での遊びおよび作業等が多くなりますが、特に市内が信濃川上流の浅野川側に出向く釣り人がめっきり多くなってきました。

信濃川、中津川には発電所のダムがあり、ときどきたまった水を流すため、川の水が急に増えることがあります。こういう場合は、つぎのとおりサイレンを鳴らし危険をお知らせしますので、じゅうぶんご注意ください。

1 サイレンの鳴らしかた

——（約一分）休止——（約一分）休止——（約一分）

2 天災ならびに発電所の不慮の事故等で事前に連絡できないときもあります。

3 川原で作業をされる方は、あらかじめ東京電力株式会社信濃川発電所西大滝取水口（長野県飯山市西大滝、電話桑名川三番）へ

来月中旬ころに移動市役所

市では、市民の皆さんから市政への意見をきくことと、六月中旬以降、移動市役所を開きます。

実施地区および、日程につきましては、六月の市報、その他

保育所にジャングルジム

高山の尼さんの遺志で

市立高山保育所にとの話とジャングルジムがとりつけられました。これは高山坂松尼に住んでいたいまはなき尼僧の佐藤明覚さんが身寄りもないところから近所の世話人代表前村清一さんが教人の遺贈からチーブレコーダー一台といっしょに寄贈してきたもので、園児たちは大喜びです。【写真は寄贈されたジャングルジム】

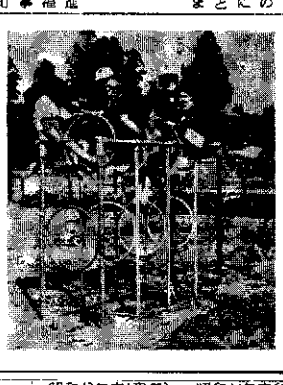

災害物品の消費税還付

販売のために所持していた酒類、砂糖類、物品税課税物品（倉石、貴金属製品の第一種物品は除かれます）煙草、石油ガス（売でん者が所持するものに限られます）トランプ類の消費税課税物品が風水害、火災等の災害で使用できなくなった場合は、すでに納税された消費税を還付することになっておりますから、このような場合には手続きその他について、くわしくご説明申しあげますので、災害のやんだ日から一ヶ月以内に税務署へ申し出てください。（十日町税務署）

昭和四十四年度 新潟県勤労者住宅資金融資のご案内

【概要を申げることのできる方】県内の事業所に雇用される勤労者で、自分が住むための住宅を新築、改築、増築または購入しようとする者で、つぎのものが該当します。

・住宅事情の困難の度合が高いもの（老朽、立退要求、過密居住世帯分離、非住家のいずれかに該当すること）

・年間所得額（家族収入を含む）が、おおむね六十万円以上百二十万円までの者

・他に住宅資金の調達が困難でこの資金の借りいれが必要であると認められる者

【貸付条件】・貸付金額 三十万円以上六十万円までの五万

・融資取扱金融機関 第四銀行 北越銀行 新潟相互銀行 大光相互銀行の本支店です。

【お問い合わせ先】くわしいことは、融資取扱金融機関、県労政課、勤労事務所（支所）にお問い合わせください。

地方税法が改正になりました

昭和44年4月9日地方税法の一部が公布されましたので、市県民税関係についての大要を次のとおりお知らせいたします。

種別	昭和43年度(現行)	昭和44年度(改正後)
基礎控除	110,000円	120,000円
配偶者控除	90,000円	100,000円
扶養控除	50,000円	60,000円
障害者控除	60,000円（特別障害者80,000円）	70,000円（特別障害者90,000円）
老年者控除	60,000円	70,000円
寡婦控除	60,000円	70,000円
勤労学生控除	60,000円	70,000円
専従者控除限度額	青 170,000円　白 110,000円	完全給与制 150,000円
非課税限度額（障害者、老年者、寡婦、未成年者）	280,000円	300,000円
特別徴収の12回徴収について	10回徴収（6月より翌年3月迄）	12回徴収（6月より翌年5月迄）
均等割のみの特別徴収の一括徴収	10回徴収	最初の月に一括徴収
給与支払報告書の提出期限	2月末日	1月31日

おしらせ

幼児、少年、家庭教育学級開講式

とき　五月二十日夜七時から
ところ　中央公民館

成人学級開講式

とき　五月二十一日夜七時から
ところ　中央公民館

料理教室

とき　五月二十四日午後一時
講師　しょうじん料理　飯塚凱
材料費　二百円

手芸教室

とき　五月二十四日午後七時
講師　リボンフラワー　田村巻子
材料費　八百円～千円位

成人学級（第二回目）

とき　五月二十八日午後七時から九時まで
講師　桑原貞子

行政相談委員に庭野氏

新潟行政監察局では、四月一日付で庭野清平氏＝市内鳥＝を行政相談委員として委嘱しましたのでお知らせします。

なお辞令公布式は、二十日長岡市で行なわれます。

献血にご協力を

献血車「ゆうあい号」が次の日程で派遣されますのでご協力ください。

期日	時間	実施会場
五月二十日	午前十時～十一時三十分	十日町郵便局
	午後一時三十分～三時	十日町病院
五月二十日	午前十時～十二時	関芳織物㈱
	午後一時～三時	同女子寮

月末まで市民相談室で

出稼ぎ帰りの手続き

失業保険等給付のある方は

◎出稼ぎ労務者証の記録
・出稼ぎ前に記入欄の方は、追加記入のみ
・出稼ぎ前に記入しない方は、新しく作成する。

◎出稼ぎ労務者手帳
・出稼ぎ前に交付を受けた方は当日お持ちください。
・出稼ぎ前に交付を受けなかった人は交付いたします。

◎在学証明書
・共済加算のつく人で、高校に在学している学生がある人は学校より在学証明書をもらって来てください。

◎失業保険被保険者離職票
・本人が出稼ぎ先の事業所より交付されているものをお持ちください。

◎出稼ぎ前に、国民健康保険をはずして出稼ぎされた方、又は、はずすずに出稼ぎして保険料を二重に支払っている方は、必ず手続きを行なってください。（国民健康保険者証をお持ちください。）

◎出稼ぎ先で厚生年金に加入している方も、必ず手続きをしてください。（国民年金に加入の方は、以上のようにいろいろの手続きについての相談や、手続きを代行いたしますので、ヒマをみて一度おいでください。

※事務所は市役所二階の市民相談室で、五月末日迄行っております。（十日町市農業委員会）

成人の日は二月十五日ですが、十日町市では、去る十一日に成人式を行ないました。満二十才になった人に、ただ"おめでとう"というだけでなく、法律的にもいろいろな権利や義務を与え、一人前の人格者として完全な行為能力を持ったことになるということを意味しています。

●民法上の権利

民法第三条によると「満二十年をもって成年となす」と定めています。すなわち未成年者は結婚をする場合には父母の同意、親権や契約等をする場合には、親の上に制限なく、法律的

成人と法律

なる権利や義務を与え、一人前の人格者として完全な行為能力を持ったことになるということを意味しています。

●民法上の権利

民法第三条によると「満二十年をもって成年となす」と定めています。すなわち未成年者は結婚をする場合には父母の同意、親権や契約等をする場合には、親の上に制限なく、法律的にもいろいろな